

令和元年第2回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和元年6月10日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和元年6月10日（月曜日） 午前9時56分～午前10時30分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸	次長兼税務課長：今野清一
選挙管理委員会事務局長：小松 大	
神岡支所長：齋藤博美	西仙北支所長：佐々木孝雄
中仙支所長：今 和則	協和支所長：和田義基
南外支所長：渡部幸誠	仙北支所長：藤嶋勝広
太田支所長：谷口藤美	

議会事務局職員出席者

事務局参事 進 藤 稔 剛

審議案件

- 第1 議案第68号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第69号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3 議案第72号 字の区域の変更について
 - 第4 議案第75号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
 - 第5 陳情第26号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情
-

午前9時56分

○委員長（金谷道男）

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局からあいさつをお願いいたします。舛谷総務部長、お願いします。

○総務部長（舛谷祐幸） 皆さん、おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして、ご指導ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案2件、単行案1件、及び一般会計補正予算案1件の計4件であります。内容につきましては、この後、担当課長等より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第68号「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） おはようございます。税務課長の今野です。よろしくお願いたします。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。

税務課市民税班班長の三浦参事です。同じく資産税班班長の小松です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、ご説明させていただきます。資料No.1 議案書2 ページと3 ページご覧願ひます。議案第68号、大仙市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、軽自動車税の課税免除等及び入湯税の課税免除に係る規定を整備するものであります。改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、主な改正要旨についてご説明させていただきますので、ご了承願ひます。

はじめに、軽自動車税に係る改定内容についてであります。軽自動車税対象車の内、商品であつて使用しないものと、運転教習所で初心運転講習に使用する軽自動車等については、軽自動車税の種別割を免除するほか、精神障害者本人又は知的障害者本人が軽自動車を運転する場合も減免を受けることができるように規定を整備するものであります。

次に入湯税に係る改定内容についてであります。平成20年度から灯油価格の高騰や経済情勢の悪化などにより、市内温泉施設の日帰り入湯税を特例により、50円とする措置を実施しているところではありますが、経済情勢が未だに不安定な状況であり、また、灯油価格の上昇、入湯者の減少傾向により、経営状況が好転しないことなどから、日帰り入湯施設などの入湯税と同様、規則で定める額以下の利用に限り、入湯税を免除するものであります。

なお、規則で定める額は、600円を予定しております。また、今回の6月補正に、歳入の入湯税額につきまして778万3千円の減額補正をお願いしております。

これらの改正は、軽自動車税の種別割及び入湯税の課税免除については、令和元年10月1日から、身体障害者等に係る減免規定の整備は交付の日から施行するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 軽自動車税の種別割を課さないということについてお尋ねいたします。商品であつて使用しない軽自動車等というのは、具体的に中古品等などを販売して

いる販売店の持っている軽自動車と考えると良いのかどうか、具体的に商品であって使用しない軽自動車というのを教えてもらいたいということ。そして今回の種別割を課さないということによる軽自動車税の税収への影響額はどの程度なのか教えてもらいたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 商品であって自動車税を課さないという、使用しないものでありますので、ナンバーを取らなければ軽自動車税の課税対象にならないんですよ、ということでナンバーを取ってしまっただけで使わないと、本当に展示用ということで飾っている車ということになるんですけども、大仙市では該当車種は今のところありません。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） ショールームなどに展示したりしている。まだ、ナンバー等取っていない。

○次長兼税務課長（今野清一） 取っている。

○委員（佐藤文子） 取っている。そういう形で現在取り扱いをしているものはないという答弁だった。

○委員長（金谷道男） はい、今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 現時点では、大仙市の課税対象になっていて免除している車はございません。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第69号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小松選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小松大） 選挙管理委員会事務局、小松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本議案説明の前に、同席の職員を紹介させていただきます。小田嶋由紀子主幹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第69号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページと5ページをお開き願います。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、国会議員の選挙等の執行経費基準が見直されておりますが、投票所の投票管理者などの報酬額につきましては、国に準拠して条例指定していることから、同様に改定するものであります。

内容につきましては、5ページ記載のとおり、各投票管理者や立会人、開票管理者・選挙長などの報酬の額を100円から200円引き上げるもので、公布の日から施行するものです。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第72号「字の区域の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。舛谷部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 本日の総務課関係の議案の説明ですけれども、実は総務課長の佐々木ですけれども身内に不幸ございまして、今日欠席しておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。はじめに、本日帯同しております総務課の職員をご紹介します。職員班班長の参事の高橋学です。文書法制班班長の主幹の大釜弘靖です。職員班の副主幹中邑真人です。以上よろしく願いいたします。

それでは、議案書の10ページと11ページのほうをご覧ください。議案第72号字の区域の変更について、をご説明申し上げます。

本案は、協和地域の山谷地区県営農地集積加速化基盤整備事業、圃場整備ですけれども、こちらのほうの施行に伴いまして、従来の地形が変形されたことから、整理後の区画に合わせ、同地区の字の区域を変更する必要性が生じたところでございます。この字界変更につきまして、事業実施主体であります秋田県知事から依頼がございましたので、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。該当する区域につきましては、本日、別途資料を提出させていただいておりますので、こちらの資料のほうで説明をさせていただきます。表紙をめくっていただくと、A4版の位置図がございまして、事業施行区域は、赤く塗った区域でございまして、協和地域の中淀川、山谷地区で、位置は秋田自動車道の協和インターチェンジの南西部にあたります。

次のA3版のページをご覧ください。こちらが、字界を変更する区域の全体図になります。着色した部分が、字名を変更する地域でございまして、黒線が変更前の区域、赤線が変更後の区域となります。具体的に申しますと、右上の青く着色した部分が、名称が、山谷段ノ前から山谷上段に。右下の青く着色した部分は、山谷下段から山谷上段にそれぞれ変更になります。また、左上の赤く着色した部分は、こちらのほうは山谷上段から山谷中段に。それから右下の赤く着色した部分は、山谷下段から山谷中段にそれぞれ変更となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第75号、「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。舩谷部長。

○総務部長（舩谷祐幸） それでは、議案第75号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第2号のうち、総務課が所管します補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

資料No.2の大仙市補正予算6月補正予算の10ページをご覧ください。

一番上の部分になりますけれど、2款の総務費になります。2款1項1目12事業の総務一般管理費になりますけれど、補正前の額が7,146万3千円に対しまして、補正額として、5,640万3千円を増額し、補正後の額を1億2,786万6千円とするものでございます。内訳としましては、共済費として、888万3千円、賃金として、4,752万円の補正であります。

補正の理由でございますけども、4月1日付けの定期人事異動におきまして、定年退職等で生じた欠員については、新規採用職員、あるいは定年退職した職員を再任用職員として採用したところではございましたが、残念ながら欠員補充を十分に満たせない状況でありました。このため業務に支障を来さないように、任用期間を満了して退職する再任用職員等から、ふたたび嘱託職員として4月から勤務をいただいたところがございます。全部で32人の嘱託職員を配置してございます。このような状況から、当初予算に

おきましては10人分の嘱託職員の人件費しか予算措置しておりませんでしたので、最終的に32人の嘱託職員を配置したことから、22人分の予算不足が生じたということで、今回、補正をお願いするものであります。

以上、総務課が所管する補正予算につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を入ります。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤隆盛委員

○委員（佐藤隆盛） 今日、職員の名簿、写真付きとそうでないのと、人数違うんだよな。どれ見ればいいか、写真付が確か計算すれば8百何ぼなって、と思ったんだよな。それから名簿の方、9百人以上超えてるっけんだよ。大体見れば912人と8百何ぼだから、この32人これが写真付きでない人だかなと思って。嘱託職員かと思って。

○委員長（金谷道男） はい、舛谷部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 基本的に写真付き名簿と普通にお渡しした名簿は同じなんですけれども、実は若干写真付き名簿のほうに載っていない職員もございます。例えば嘱託の公民館長ですとか、そういうかたは載っておりませんので、そういう面で比べると名簿のほうが多くなるはずなんですけれども、若干ですけれども。

○委員（佐藤隆盛） 再任用も載ってる。

○総務部長（舛谷祐幸） 再任用も載ってます。再任用と嘱託職員はまた違いますので。いつもお渡ししている名簿ありますけれども、そちらのほうには嘱託職員は原則的には載っておりません。ただし、公民館長ですとか、そういう方は載ってる方もおります。それから写真付きのほうですけれども、こちらのほうには嘱託職員は載ってございません。ということで若干名簿のほうの人数が多いかなと、若干ですけれども。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 再任用の予定者が結果的には予定を下回った為に不足対応ということでの嘱託者の増員ということだと思っておりますけれども、この再任用も中々選択する人も徐々に少なくなってきたという現実なのかどうかということと、それから、実際嘱託職員をどんどん増やしても、新しい職員、新採用職員の業務の指導だとか、そうしたことできっちりと職員として頑張っていただけ、そうした教育体制というものに、この嘱託職員が中々係わることはなくなっていくなかで、実際に現場に即戦力という感じで新しい職員が配置させられて、何をやったらいいか聞くに聞けない、前からいる職

員のかたは分からないところあったら聞いて欲しいけどさっぱり聞いてくれない、新しい方々は何を聞いたらいいか分からない。こういう関係がちらちらと耳に入ってくるわけですが、こうした意味で嘱託職員を増やさざろう得ないような職員体制というものが、いずれ新しい職員の教育体制というものにも影響しているだろうし、日常業務にも影響がきたすのではないかというふうには私は思うんですけれども、そういうふうな意味で定員適正化計画をしっかりと見直す時期となってるんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがなものでしょうか。それからもう一点は、補正予算には載ってないんですけれども、先程の選挙関係の管理人とか、そういう方々の費用弁償が、若干わずかですけど200円とか100円の値上げが行われておりますけれども、参議院選挙がくるわけですが、いずれ選挙費用というもので特別、補正を組む必要がなかったのかどうか、この2点について伺います。

○委員長（金谷道男） 総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。まず今回不足になった理由ですけれど、一つは今、委員おっしゃったとおり再任用職員の方々、今回全部で対象者が26名、実は退職なさったかたがおられました。我々も大部分の方が応じてくれるんでないかなと期待はしておりましたけれど、残念ながら7名の方から辞退者がでております。年金の受給年齢が年々伸びております。最終的には65歳まで年金が出ないということで、今つなぎの期間で、例えば今再任用なってる方々63歳にならないと年金でないんですけれど、そういうこともありましてつなぎの期間は受けてくれるのかなと思ってたんですけれど、残念ながら今回7名の辞退者が出たということ。もう一つは何回も申しますけれど、新規採用職員ですけれども2次試験の合格発表をしてからですね14名辞退したということがありました。それからもう一つ例外的なんですけれど、法人のほうに派遣している職員、新たに去年再任用受けてもらえなかった方、新たに再任用受けたという方が1名ございました。これを足すと全部で22名になるということで、今回不足分の嘱託職員というのは、そういう関係で生じております。それから教育体制でございますけれど、おっしゃるとおり中々嘱託職員の方が正規の職員教えるという機会は少ないとは確かに思います。新人職員の研修につきましては、日頃の業務はもちろんですけれども、様々な研修機会を捉えまして、昔よりも多く研修に時間をとるようにはしてはおりますけれども、職場内での研修というものは、委員おっしゃるとおり、もしかすると昔より希薄になっている部分もあるかもしれませんので、そういうところは注

意しまして、今後やっていかなければならないなど考えております。ただこの定員適正化計画でありますけれども、先程見直し、色々理由はございます。一番大きなのは大仙市の予算規模、歳入規模というのが年々小さくなってきている、特に人件費というのはほぼほぼ一般財源で賄ってる非常に大きな部分でございますので、そういうこともございまして組織の見直し、それから事務事業の見直しと合わせて定員適正化計画の見直しもこれまで図ってきたところでありまして。今後この財政状況が好転すれば良いんですけども、やはりどうしても人口減少ですとか、そういうものの影響がありまして、これからは予算規模は小さくなり、財政的には厳しくなるという見通しがまず立っております。そういうことも踏まえまして、出来れば我々も職員の数をあまり減らしたくないんですけども、どうしてもやはりそういう部分にもメスを入れていかないと中々この行政運営は難しいのかなと思っております。委員ご心配なさってる、そういう教育体制ですとかそういうのには今後も力を入れて参りますので、適正化計画も今のところで決まったというわけでございませぬので、その時々々の財政状況、行政運営も含めまして随時見直しを図っていかねばならないと思っておりますけれども、いずれ今の状況はそういう状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから二つ目の選挙関係の費用ですけども、これは小松局長のほうからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、小松事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小松大） 管理者などの報酬が上がった部分で、その分どの位上乘せなつたかというところでございますけれども、約9万円ほど上がる見込みとなっております。ただしこの分については、参議院選挙の当初予算の中で対応可能と考えております。以上です。

○委員長（金谷道男） いいっすな。ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第26号、「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。

本件に関するご意見ありましたら委員の皆さん、どうぞお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 ～ 午前10時27分

○委員長（金谷道男） 再開いたします。委員の皆さんから意見お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 地方財政の充実強化ということは、願ってもないことですので私は採択でお願いします。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。ないようですのでこれにて意見聴取を終了といたします。これより採決いたします。

本件は、「採択」とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「採択」すべきものと決しました。

ただ今、陳情第26号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。

（意見書案配付）

○委員長（金谷道男） ただ今配付いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を事務局で作成したものであります。ご一読お願いいたします。ただ今お配りいたしました、意見書案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに

決定いたしました。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、
を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対して、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の委員派遣について」を、お諮りいたします。

常任委員会行政視察のため、閉会中の委員派遣を行うにあたり、お手元に配付いたしております委員派遣承認要求書を、議長に対して、提出したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

午前10時30分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 元年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男